

【設備・備品等購入費等補助分】業務仕様書

(1) 目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが必要である。

このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、

- ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所等への避難も想定されることから、介護事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行うことで、介護サービスの継続を支援することを目的とする。

(2) 対象事業所及び基準単価

岩手県内に所在する、次の対象事業所一覧表に掲げる事業所・施設に対し、同一覧表の基準単価により補助する。

【対象事業所一覧表】

No.	補助対象事業所・施設		基準単価
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200千円 /事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円 /事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400千円 /事業所
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500千円 /事業所
5	訪問入浴介護事業所		200千円 /事業所
6	訪問看護事業所		200千円 /事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200千円 /事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円 /事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円 /事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円 /事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200千円 /事業所
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200千円 /事業所
13	福祉用具貸与事業所		200千円 /事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200千円 /事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200千円 /事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200千円 /事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200千円 /事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200千円 /事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200千円 /事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200千円 /事業所

21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200 千円 /事業所
22	居宅介護支援事業所	200 千円 /事業所
23	介護老人福祉施設	6 千円 /定員
24	介護老人保健施設	6 千円 /定員
25	介護医療院	6 千円 /定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6 千円 /定員
27	短期入所生活介護事業所	6 千円 /定員
28	養護老人ホーム	6 千円 /定員
29	軽費老人ホーム	6 千円 /定員

※ 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。

※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

※ 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者については、事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

※ 各介護予防サービスは助成対象に含まない。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

(3) 補助対象経費

ア 介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用

(ア) 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所

　a 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

　b ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッчи、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

(イ) 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

　c 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費

　d 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

イ 介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用

(ア) 入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

　a 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

- b ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- c 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- d 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- e その他災害への備えとして必要と認められる経費

- ※ 本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めない。
- ※ 取得費用が 50 万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認めない。
- ※ 交付決定以前に購入された物品等は、対象経費として認めない。
- ※ 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本補助金の対象経費として認めない。

(4) 補助額

- ア 事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- イ 基準単価を超えない範囲で、1 事業所・施設に (3) アと (3) イの両方を補助することができる。
- ウ 1 事業所・施設当たり 1 回まで補助することができる。

(5) 対象者数

約 500 法人（推計）

(6) 交付スキーム

- ア 県は、介護サービス事業所等に対し、所管の広域振興局等を通じて、事業案内及び事業の申請開始を周知する。
- ※ 申請は、介護サービス事業所等を運営する法人（以下「各法人」という。）単位とする。また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードする。
- イ 各法人は、申請書等を県へ提出する。
- ウ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。
- カ 各法人は、事業内容に変更が生じた場合、変更交付申請書等を県へ提出する。
- キ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、変更交付決定通知を発送する。
- ク 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書及び請求書を提出する。
- ケ 県は、実績報告書及び請求書を審査し、各法人に対して、県が決定した交付額を支払う。

(7) 交付スケジュール

実施期間	内容
令和 8 年 3 月 10 日から	各法人からの申請書受付

令和8年3月10日から	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和8年4月1日から	県から交付決定通知の発送
令和8年4月上旬から	各法人において、交付決定内容に基づき事業実施（物品購入等） 事業内容に変更が生じた場合、各法人から変更交付申請の受付・審査 県から変更交付決定通知の発送
令和8年12月下旬まで	各法人からの実績報告書及び請求書受付・審査
令和9年1月中旬まで	県から補助金の支払い